

商品デリバティブ取引開始基準（対面取引）

岡 地 株 式 会 社

当社は、商品デリバティブ取引の契約を締結するにあたり、お客様の投資目的や投資経験、知識、金融資産等の実情に適した取引を行っていただくため、取引開始基準を次の通り定めております。

1. 次の各号に該当するお客様は、当社でのお取引をお断りしております。

- （１）未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者および認知障害の認められる方。
- （２）生活保護法による保護を受けている世帯に属する方。
- （３）破産者で復権を得ない方。
- （４）商品デリバティブ取引をするための借入れをしようとされる方。
- （５）損失又は委託者証拠金の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない方。
- （６）マネーロンダリング及びテロ資金供与に係る疑いがある方。
- （７）反社会的勢力に該当される方。
- （８）その他商品デリバティブ取引を行う適格性に欠けると認められる方。

2. 次の各号に該当されるお客様につきましては、当社が定める審査基準に適合した場合にのみお取引が可能となります。

- （１）給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等の収入が収入全体の過半を占めている方。
- （２）一定（年間５００万円）以上の収入を有しない方。
- （３）投資可能資金額を超える損失を発生させる可能性の高い取引を行おうとする方。
- （４）年齢７５歳以上の高齢者の方。
- （５）デリバティブ取引の経験がない方。ただし、商品取引所の受託契約準則に定める損失限定取引の勧誘は除く。
- （６）「銀行、郵便局、信用金庫、信用組合、証券会社、生保、損保会社、信販会社、ファインンス会社、リース会社、消費者金融」、「国、地方公共団体（農業、漁業の協同組合）その他公益機関」及び民間企業等において直接又は間接的に金銭、有価証券等の取扱いに係わる方。

3. 当社における審査の結果、お客様との契約締結を承諾しなかった場合、その審査結果及び理由につきましては、いかなる場合においても開示しないものとします。

以 上

商品デリバティブ取引開始基準（オンライン取引）

岡 地 株 式 会 社

当社は、商品デリバティブ取引の契約を締結するにあたり、お客様の投資目的や投資経験、知識、金融資産等の実情に適した取引を行っていただくため、取引開始基準を次の通り定めております。

1. 次の各号に該当するお客様は、当社でのお取引をお断りしております。

- （１）未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者および認知障害の認められる方。
- （２）生活保護法による保護を受けている世帯に属する方。
- （３）破産者で復権を得ない方。
- （４）商品デリバティブ取引をするための借入れをしようとされる方。
- （５）損失又は委託者証拠金の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない方。
- （６）マネーロンダリング及びテロ資金供与に係る疑いがある方。
- （７）反社会的勢力に該当される方。
- （８）その他商品デリバティブ取引を行う適格性に欠けると認められる方。

2. 次の各号に該当されるお客様につきましては、当社が定める審査基準に適合した場合にのみお取引が可能となります。

- （１）給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等の収入が収入全体の過半を占めている方。
- （２）「銀行、郵便局、信用金庫、信用組合、証券会社、生保、損保会社、信販会社、ファイナンス会社、リース会社、消費者金融」、「国、地方公共団体（農業、漁業の協同組合）その他公益機関」及び民間企業等において直接又は間接的に金銭、有価証券等の取扱いに係わる方。

3. 当社における審査の結果、お客様との契約締結を承諾しなかった場合、その審査結果及び理由につきましては、いかなる場合においても開示しないものとします。

以 上